

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（一部改訂）について

H20.3改訂	原 文
第1編 共通編	第1編 共通編
第1章 総 則	第1章 総 則
1－2 用語の定義 21) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項に ついて発注者若しくは調査職員又は受注者が 書面で同意することをいう。 1－9 提出書類 3) 受注者は、契約金額 100万円以上の調査設計業務を受注した場合、調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)により、作成した「調査設計業務実績 データ」を調査職員に提出し、確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに電子データにより提出するものとする。 また、受注者は、調査職員に(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。	1－2 用語の定義 21) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項に 発注者若しくは調査職員又は受注者が書面で 同意することをいう。 1－9 提出書類 3) 受注者は、契約金額 500万円以上の調査設計業務を受注した場合、調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)により、作成した「調査設計業務実績データ」を調査職員に提出し、確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに電子データにより提出するものとする。 また、受注者は、調査職員に(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。